

令和2年第2回市議会定例会

市長提案理由

(令和2年6月15日提案)

令和2年第2回市議会定例会の開会に当たり、ただいま上程されました諸議案の説明と新型コロナウイルス感染症対策に関する取組について御報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、日々の生活や事業に不安を抱える市民や事業者の方々を守るため、「雇用」、「事業」、「健康と生活」の「3つを守る」を柱とした本市独自の緊急対策第1弾として、500人規模の雇用対策や中小企業者賃料補助その他の事業継続の支援のほか、手指消毒や施設の消毒に使用できる「次亜塩素酸水」などの配布等、市民の経済支援対策や感染症予防対策を他の自治体に先駆けて実施してまいりました。

さらに、市民や事業者の実態とニーズに即した、「3つを守る」取組を推進するため、「別府市子どもエール弁当宅配事業」として、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や休職等で、生活が苦しくなった御家庭の園児や児童、生徒を対象に、給食の代替となる弁当の宅配事業を実施いたしました。

実施に当たって、有償貨物運送の特例措置を活用し、市内タクシー事業者と官民連携で取り組んだところ、新型コロナウイルス感染症対策下の運輸業者への支援事例として、国土交通省から全国の自治体に紹介され、九州運輸局のホームページでも公表されました。

「学生エールプロジェクト」では、アルバイトの休業を与儀なくされ、生活に困窮する学生を対象に、公共施設の環境整備等の協力に対して「活動協力謝礼金」を給付する経済的支援や食糧支援を6月1日からスタートしました。

また、国が実施している「持続化給付金」を、いち早く市内事業者を利用していただくため、電子申請の手続きをマンツーマンで行う体制の構築や、当初、同給付金の対象とならなかった創業者に対する給付金の創設など、国に先駆けた対策を行うとともに、既に実施している「中小企業者等賃料補助金」の対象を自己所有の物件まで拡大するなど、市内事業者の経営実態を踏まえた制度の充実を図りました。

これまで、市民・事業者を守る取組を中心に実施してきましたが、5月25日に新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が全国で解除され、これからは感染拡大の防止を図りながら、社会経済活動の再開に向けた取組を進める局面となりました。

経済再生は、本市を支える事業者が新型コロナウイルス感染症によるダメージを受けたままでは早期の復興は望めません。

そこで、緊急対策第2弾として5月26日に補正予算の専決処分を行い、経済回復の原動力となる新たな3事業に着手いたしました。

一つ目の「別府エール食うぽん券発行事業」は、飲食業者等を支援するため30パーセントのプレミアム付きクーポン券を発行する事業で7月からの販売を予定しています。

二つ目の「湯ごもりエール泊事業」は、市内の旅館、ホテルなどの宿泊事業者等を支援するため、低料金の宿泊プランを提供する事業者等に対してその費用の一部を助成する事業です。早期始動を目指すため、先行して別府市旅館ホテル組合連合会と連携し実施いたしますが、その後、組合に加入されていない宿泊業者を対象に広げ、事業を推進いたします。

当初は、県民限定プランといたしますが、既に実施している大分県の宿泊補助事業や今後予定されている国のG o T oキャンペーン事業と併せて、切れ目なく持続的に効果が得られるよう実施したいと考えています。

以上の2事業につきましては、学校の再開や公の施設の開館など、感染防止策を講じた上で、自粛や制限を緩和し、解除する第一段階の「立ち上がり」から社会経済活動の本格的な再開に向けて、活動レベルを引き上げる第二段階の「助走」と位置付けています。

しかしながら、緊急事態宣言の解除後に、近隣他都市において小規模な集団感染が発生し、依然として予断を許さない状況が続いています。そこで、自粛緩和により懸念される感染拡大の防止を図るため、三つ目に実施するのは「新型コロナウイルス感染症予防対策支援事業」です。「別府エール食うぽん券発行事業」や「湯ごもりエール泊事業」の実施に当たり、安心して利用していただける飲食や宿泊サービスを行うための、感染症予防策に対して、必要な費用の9割、15万円を上限に助成を行い感染防止の徹底を図ります。

本市の基幹産業である観光産業は多くの業種に経済波及効果をもたらす裾野の広い産業であり、地域経済の振興に無くてはならない産業です。コロナ危機を脱した後は観光産業の振興を起点として、観光需要喚起策等の反転攻勢を仕掛け、コロナ影響下からの完全回復を目指します。

以上のような新型コロナウイルスに関する各種支援を、新型コロナウイルス感染症

防止対策を図りつつ、ワンストップで全ての相談・支援・申請等を迅速に行うため、別府市総合体育館・べっぷアリーナ及び市役所に総合受付センターとコールセンターを開設しています。

総合受付センターでは、国の各種支援事業の申請受付のほか、本市独自の緊急経済対策に加え、別府市社会福祉協議会が実施する支援事業や別府商工会議所、大分県中小企業診断士協会による経営相談など、幅広い分野の団体等に御協力をいただきながら、事業経営や生活に不安を感じている方々のサポートに努めています。

また、国の特別定額給付金については、特別定額給付金支援班を設置し、迅速な給付に向けて取り組んでいます。対象世帯数は62,441世帯、6月12日現在の申請受理件数は、56,123件、進捗率89.9パーセントとなっており、給付済件数は、48,856件、給付世帯進捗率は78.2パーセントとなっています。

続きまして、機構改革の延期について報告いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止していくという現状では、事態が長期化することを覚悟せざるを得ない状況であるとの認識に立ち、令和2年4月1日から延期をしていました機構改革については、コロナ対策を最重要課題として万全を期す体制を維持するため、一部を除き令和3年4月1日に延期することといたします。

本市はこれまでも、苦難を乗り越えてきました。コロナ収束という全世界の共通の目標に向け、自分自身と身近な人の命を守るために「新しい生活様式」を引き続き実践していただくことをお願いいたします。

最後に、これまでたくさんの方々から物資や寄附金など多くの御支援をいただいています。皆様方の温かい御支援に対してあらためて心より感謝申し上げます。

皆様から託された御厚意は医療機関や福祉施設など、支援を必要とする団体等のために活用させていただくほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する様々な取り組みに最大限有効に活用させていただきます。

続きまして、上程されました各議案の主なものについて、その概要を御説明いたします。

はじめに、一般会計補正予算ですが、今回補正する額は、4億4,650万円の増額で、補正後の予算額は6億9,400万円となります。

その主なものとして、総務費では、別府商工会館建設用地を売却することに伴い、

当該売払収入を基金に積み立てるため、別府市公共施設再編整備基金積立金の追加額を計上しています。

消防費では、消防指令業務に係る設備の更新及び維持管理経費の縮減並びに大規模災害に対する対応の迅速化を図るため、現在、県内の各消防本部が単独で実施している指令業務を令和6年度から共同で実施するに当たり、この運用開始に向けた準備として、大分市に建設する消防指令センターの基本設計等に係る本市の負担金を計上しています。また、密閉、密集、密接の状況が生じやすい避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、収容避難所で必要となる衛生用品等の備蓄品を購入する経費を計上しています。

教育費では、国の緊急経済対策を活用し、GIGAスクール構想を早期に実現することにより、休校時においてもICTの活用により子どもたちの教育機会を確保することができるよう、児童生徒一人に1台の端末を整備する経費を計上しています。

次に、特別会計では、国民健康保険事業において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し、傷病手当金を支給する経費を計上しています。今回の補正額は、400万円の増額で、補正後の特別会計予算の総額は533億8,400万円となります。

以上が、今議会における予算関係議案の概要です。

次に予算外の議案につきまして、御説明申し上げます。

予算外の議案につきましては、「条例関係12件」、「その他8件」の計20件を提出しています。

議第68号「別府市税条例の一部改正について」及び議第70号「別府市都市計画税条例の一部改正について」は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第69号「別府市税特別措置条例の一部改正について」は、地域再生法に基づいて固定資産税の課税免除又は不均一課税を行う場合の要件を定める総務省令の一部が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第71号「別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、議第72号「別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び議第73号「別府市特定教育・保

育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に基づき条例を定めるに当たって従うべき基準等を定める厚生労働省令等の一部が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第74号「別府市手話言語条例の制定について」は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念等を定める条例を制定しようとするものです。

議第75号「別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について」は、重度心身障害者に対する医療費の支給において、所得制限を設けることに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第76号「別府市心身障害者福祉手当条例の一部改正について」は、身体障害者福祉タクシー手当等の額を見直すことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第77号「別府市国民健康保険条例の一部改正について」は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給することに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第78号「別府市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」は、大分県後期高齢者医療広域連合が支給する傷病手当金について、市において申請書の受付を行うことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第79号「別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第80号「動産の取得について」は、高規格救急自動車を購入入れることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議第81号「指定管理者の指定について」は、別府市竹細工伝統産業会館の管理を指定管理者に行わせることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議第82号「他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について」は、協議によりのつはる天空広場を本市の住民の利用に供さ

せることについて、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議第83号から議第87号までの「市長専決処分について」は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき市長において専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものです。

議第83号、議第84号及び議第85号は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、別府市税条例、別府市都市計画税条例及び別府市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したものです。

議第86号は、介護保険法施行令の一部が改正され、所得の低い第1号被保険者の介護保険料の減額賦課の基準が改められたことに伴い、別府市介護保険条例の一部改正を専決処分したものです。

議第87号は、外出自粛により経営に打撃を受けた事業者を支援するため、令和2年度別府市一般会計補正予算（第3号）を専決処分したものです。

以上で各議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、よろしくお願い申し上げます。